

BB.excite 光 MEC 専用ルータレンタルサービスに係る利用約款

2026年3月3日

エキサイト株式会社

第1条 (本約款の適用)

1. 当社は、当社が別に定める BB.excite 光 MEC 契約約款 (<https://image.excite.co.jp/ip/bbe/collabo/guidance/mechikari.pdf>) (以下「BB.excite 光 MEC 約款」といいます。)に基づき、この「BB.excite 光 MEC 専用ルータレンタルサービスに係る利用約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、BB.excite 光 MEC 約款で定義する契約者に対してのみ BB.excite 光 MEC に関する付随サービスとして BB.excite 光 MEC 専用ルータレンタルサービス (以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は、本サービスを利用する本サービス契約者 (第3条 (用語の定義) に定義します。以下同様とします。) 全てに適用されます。
3. 本サービスの利用を希望する契約者は、本約款の内容を承諾のうえ、本サービスの利用に関する申込を行うものとします。
4. 本サービス契約者は、本サービスを利用するにあたり、本約款を十分に理解したうえで誠実に遵守するものとします。
5. 本約款の規定が、BB.excite 光 MEC 約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、BB.excite 光 MEC 約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第2条 (本約款の変更)

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は本サービス契約者に通知します。ただし、法令上本サービス契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で本サービス契約者の同意を得るものとします。

第3条 (用語の定義)

1. 本約款で使用する用語の意味は、本約款で別段の定めがない限り、BB.excite 光 MEC 約款で使用する用語の意味に従います。
2. 以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 「BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ」とは、当社が本約款に基づきレンタルする機器を意味します。
 - (2) 「提供元」とは、当社が本サービスを提供するにあたり BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの製造、保守を行う事業者を意味します。

- (3) 「本サービス契約者」とは、当社と本サービスに係る利用契約を締結している契約者を意味します。

第4条 (レンタル契約の単位)

1. 当社は、契約者からの申し出により、BB.excite 光 MEC 契約ごとに1つの本サービスに係る利用契約を締結します。
2. 本サービス契約者は、BB.excite 光 MEC の契約者と同一の者に限ります。

第5条 (本サービスに係る利用契約)

1. 契約者は、BB.excite 光 MEC 約款及び本約款を承諾のうえ、以下各号に定める方法にて本サービスの利用申込を行うものとします。
 - (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップを利用した申込。
 - (2) 当社が指定する方法による BB.excite 光 MEC 取扱所の電話窓口を利用した電話申込。
2. 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下各号の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社が、BB.excite 光 MEC 約款第 12 条(申込の承諾等)に定める事由により BB.excite 光 MEC 申込を承諾しなかったとき。
 - (2) その他、当社の裁量により不承諾であると判断したとき。
4. 本サービスの利用開始日及び課金開始日(以下「本サービス開始日」といいます。)は、以下各号の通りとし、当社は本サービス開始日を当社が適当と認める方法で本サービス契約者に通知するものとします。
 - (1) BB.excite 光 MEC 契約と同時に本サービスを契約する場合、BB.excite 光 MEC の工事完了後、当社が別途定める日。
 - (2) 本サービスのみ契約する場合、当社が別途定める日。
 - (3) BB.excite 光 MEC 約款に定める転用に伴い、本サービスを契約する場合、転用手続後、当社が別途定める日。
 - (4) BB.excite 光 MEC 約款に定める事業者変更(転入)に伴い、本サービスを契約する場合、事業者変更(転入)後、当社が別途定める日。
 - (5) BB.excite 光 MEC 約款に定める事業者変更後キャンセル(転入)に伴い、本サービスを契約する場合、事業者変更後キャンセル(転入)後、当社が別途定める日。
5. BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの貸与は、以下各号に定める方法にて行います。
 - (1) BB.excite 光 MEC の設置場所へ BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを提供元の定める方法にて配送する方法。
 - (2) その他、当社が別途事前に本サービス契約者に告知する方法。

第6条 (譲渡)

BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを提供している BB.excite 光 MEC 契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、本サービス契約者が本約款に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

第6条の2 (所有権の移転等)

1. 2026年3月3日以降に当社が新たに貸与を開始した、別紙に定める無償譲渡対象機種
の BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ (以下、本条において「対象機器」といいます。) について、本サービス契約者が、当該対象機器の貸与開始日の属する月を1ヶ月目として72ヶ月目の末日まで継続して本サービスを利用した場合、当該72ヶ月目の末日の翌日をもって、当該対象機器の所有権は本サービス契約者に無償で移転するものとします。
2. 前項に基づき所有権が移転した場合、73ヶ月目以降、当該対象機器に係る月額利用料金は発生しません。
3. 当社が機器の交換を行い、新たに機器を貸与した場合には、当該新たに貸与した機器が別紙に定める対象機種に該当するときは、その貸与開始日の属する月を1ヶ月目として第1項及び第2項を適用します。
4. 第1項の規定は、2026年3月3日より前に貸与された機器には適用しません。
5. 第1項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した対象機器については、第12条 (BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの返却等) に定める返却義務は適用されません。
6. 所有権が本サービス契約者に移転した対象機器は本サービスの対象外となり、当社は当該対象機器について、修理、交換その他の保守を行う義務を負いません。

第7条 (本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約)

本サービス契約者は、当社指定の方法により本サービスに係る利用契約を単独で解約することができます。

第8条 (当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等)

1. 当社は、以下の事由に該当するときは、本サービスに係る利用契約を直ちに解約することができます。
 - (1) BB.excite 光 MEC 契約において契約の解約があったとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスに係る利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ本サービス契約者にそのことを通知します。

3. 当社は、本サービス契約者が本約款又は BB.excite 光 MEC 約款に違反した場合、本サービス契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく本サービスに係る利用契約を解除することができます。

第9条 (料金の支払義務)

1. 本サービス契約者は、その利用契約に基づいて当社から BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの貸与を受けたときは、別紙に規定する料金を支払うものとします。
2. 料金の計算方法、料金の支払方法、延滞利息及びその他料金の取扱いについては BB.excite 光 MEC 約款の規定を準用します。

第10条 (切分責任)

1. 本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社により貸与される BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータに接続されている場合であって、当社により貸与される BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの修理又は交換の請求を行うものとします。
2. 当社は、前項の請求を受けた場合、当該機器の貸与期間、保証内容その他の事情を確認のうえ、BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの修理又は交換を提供元に依頼します。なお、保証内容その他の事情により、提供元が直接修理又は交換の対応を行うことが適当である場合には、当社はその旨を本サービス契約者に案内し、提供元が対応主体となることがあります。修理又は交換のいずれとするかは、当該機器の状態、使用期間、機種、部品の調達可否その他の事情を総合的に勘案し、当社又は提供元が合理的に判断するものとします。当社又は提供元は、返却された BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの疎通試験を行い、その結果を本サービス契約者に通知します。
3. 前項の検査の結果、当該機器の故障が本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損又は損傷であると判定された場合には、当社は、別紙に規定する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ有償交換料を請求します。
4. 前項にかかわらず、当該機器の故障が本サービス契約者の責めに帰すべからざる事由によると判定された場合は、当社は無償にて修理又は交換を行います。
5. 第3項にかかわらず、当該機器の状態、機種、提供元の保守方針その他の事情により、第3項に定める BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ有償交換料による処理が適当でないと提供元が判断した場合には、提供元が提示する見積金額を上限として、当該修理又は交換に要する費用が発生する場合があります。この場合において、当社は、本サービス契約者に対し提供元が対応主体となる旨を案内するものとし、当該費用の見積提示、請求及び支払は、提供元と本サービス契約者との間で直接行われることがあります。

6. BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの修理又は交換のために当該機器を当社又は提供元に送付する場合の費用については、当社又は提供元が案内する方法に従うものとし、原則として、当該機器を発送する者がその送付費用を負担するものとし、初期不良その他当社又は提供元が別途指定する場合は、この限りではありません。
7. 貸与された機器の製造終了、部品供給終了、提供元との契約終了その他の理由により同一機種による修理又は交換が困難な場合には、当社は、合理的な範囲で、後継機種又は同等性能を有する機種を提供することができるものとし、
8. 第6条の2(所有権の移転等)第1項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した機器については、本条の規定は適用されません。

第11条 (利用に係る義務)

1. 本サービス契約者は、以下各号に定める事項を遵守するものとし、
 - (1) BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの到着日を含む7日以内に、当社が貸与するBB.excite 光 MEC 専用レンタルルータが正常に動作することを確認し、初期不良、配送中の破損、損壊がないことを確認すること。
 - (2) 当社が貸与する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを持ち出し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (3) 当社が貸与する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを改造又は改変等し、通信の伝送交換又は BB.excite 光 MEC の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (4) 当社及び提供元が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が貸与する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (6) 当社が貸与する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (7) BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータに故障、滅失又は毀損などが生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 本サービス契約者は、自己の責めに帰すべき事由による毀損等に起因して当社が貸与する BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを亡失し、又は修理若しくは交換を要する状態にしたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、第10条(切分責任)の定めに従い、当該修理又は交換に要する費用を負担するものとし、

第12条 (BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの返却等)

1. 第7条（本サービス契約者による本サービスに係る利用契約の解約）又は第8条（当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等）の規定により本サービスに係る利用契約が解約となったときは、本サービス契約者は、BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを原状に復したうえで、当社が指定する方法及び期限までに当社が指定する場所に送付することにより返却するものとします。
2. 前項の返却に要する費用は、本サービス契約者の負担とします。ただし、当社が返却キットを提供する場合その他当社が負担する旨を明示した場合は、この限りではありません。
3. 本サービス契約者が第1項に定める期限までにBB.excite 光 MEC 専用レンタルルータを返却しなかった場合、又は当社が指定する方法に従わなかったことにより、当社の責めに帰すべき事由によらず当該機器の受領若しくは本サービス契約者との照合を合理的に行うことができない場合には、当該機器は返却されなかったものとして取り扱います。ただし、当社において当該機器の受領が確認できた場合はこの限りではありません。
4. 前項に該当する場合、本サービス契約者は当社に対し、別紙に規定するBB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ損害金を支払うものとします。
5. 第6条の2（所有権の移転等）第1項に基づき所有権が本サービス契約者に移転した機器については、第1項から第4項までの規定は適用されません。

第13条 （その他）

本約款に定めのない事項は、BB.excite 光 MEC 約款の規定を準用します。

以上

2017年4月25日制定

2017年12月1日一部改定

2018年10月4日一部改定

2019年7月1日一部改定

2020年2月26日一部改定

2021年2月1日一部改定

2022年7月1日一部改定

2023年11月1日一部改定

2026年3月3日一部改定

別紙（料金等及び対象機種）

1. BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの月額利用料金

区分	単位	料金（税込）
BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ	1 装置ごと	264 円

※第 6 条の 2（所有権の移転等）第 1 項に基づき所有権が移転した対象機種については、当該所有権移転日以降、月額利用料金は発生しません。

2. BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの有償交換料金

区分	単位	料金（税込）
BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ有償交換料	1 装置ごと	16,500 円

※第 10 条（切分責任）第 3 項に基づき、本サービス契約者の責めに帰すべき事由による毀損又は損傷と判定された場合に適用します。

※第 10 条（切分責任）第 5 項に定める場合には、別途見積金額に基づく費用が発生することがあります。

3. BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの未返却時の損害金

区分	単位	金額（不課税）
BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータ損害金	1 装置ごと	15,000 円

※第 12 条（BB.excite 光 MEC 専用レンタルルータの返却等）第 3 項に基づき、本機器が返却されなかったものとして取り扱われた場合に適用します。

4. 無償譲渡対象機種

以下の機種は、第 6 条の 2（所有権の移転等）に定める無償譲渡対象機種とします。

・ 型番：WSR-1500AX2L

※無償譲渡対象機種の追加又は削除は、本約款の改定により行います。